

第15回中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員会 議事概要

1. 日時及び場所

(1)日時 令和6年3月6日(水) 10:00~12:00

(2)場所 中部地方整備局(名古屋合同庁舎第2号館) 会議室

2. 中部地方整備局コンプライアンス・アドバイザリー委員

委員長 熊田 均 弁護士

委員 上田 圭祐 公認会計士

委員 柴田 義朗 弁護士

委員 豊田 雄二郎 中日新聞論説委員

委員 横溝 大 名古屋大学大学院教授

3. 議題

(1)令和5年度中部地方整備局コンプライアンス報告書(案)

(2)令和6年度 中部地方整備局コンプライアンス推進計画(案)

(3)「不当な働きかけ」に関する報告

4. 議事概要

議題(1)~(2)について、中部地方整備局より報告書(案)、推進計画(案)を提示して説明を行い、委員からの助言を得た。また、議題(3)について、調査結果を報告し公表する旨、了解を得た。

【委員からの主な意見(趣旨)】

- ・令和4年度不正事案の再発防止策として、入札監視委員会の審議対象に局長抽出の追加することは、組織の責任者自らチェックするということに意味があると思う。
- ・「不当な働きかけ」について、公表することは、組織のみならず業界も含めて共有するという意味で重要だと思えます。

不当な働きかけについて

対象期間	令和 5 年 9 月 ~ 令和 6 年 2 月	
件 数	2 件	
不当な働きかけであると判断した案件について	働きかけの内容	対 応
	<p>甲業者は、A事務所発注案件の変更契約の見積合わせの前において、発注担当課職員に、単価や金額を記載した数量表を電子メールにて送付し「金額的に間違いはないか」確認を依頼した。</p> <p>なお、甲業者は、B事務所においても同様の確認を依頼していた。</p>	<p>金額を記載した数量表を送付し確認を求めることは、予定価格の漏洩要求行為に類するものとして不当な働きかけに該当する疑いがあることから、A事務所の発注担当課職員より甲業者に対し、「金額入りの変更数量表を送付することは問題であり中部地方整備局発注者綱紀保持規程第14条による報告をする」旨を伝えた。</p> <p>B事務所の発注担当課職員においても同様の対応を行った。</p>
	<p>乙業者は、B事務所発注案件の変更契約の見積合わせの前において、発注担当課職員に、電話にて「今回の見積り額について、〇円と考えているがいかがでしょうか」との問い合わせを行った。</p>	<p>B事務所の発注担当課職員より乙業者に対し、上述と同様の対応を行った。</p>

(参考)

非公開又は公開前の予定価格を教えること又は推測できる金額をほのめかすことを発注担当職員へ要求する行為は「不当な働きかけ」にあたり禁止されています。

なお、予定価格には、当初契約に係る予定価格だけではなく、変更契約に係る予定価格も含まれます。

(発注者綱紀保持規程 抜粋)

第14条 職員は、事業者等（中略）から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、その者に対して、応じられない旨及び当該働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努めるものとする。

2 職員は、事業者等（中略）から不当な働きかけに該当すると思料する行為を受けたときは、速やかに、所属長等を経由し、発注者綱紀保持担当者に報告しなければならない。